セキュリティ要件適合評価 及びラベリング制度の基本規程

令和6年8月



JSS-01

独立行政法人情報処理推進機構

目 次

第1章 総則	. 1
1.1 本規程の目的	. 1
1.2 本制度の目的	. 1
1.3 本制度の原則	. 1
1.4 用語の定義	. 1
第2章 制度の体系	. 3
2.1 本制度に関する規程等	. 3
2.2 制度を構成する者	. 4
2.2.1 申請者	. 4
2.2.2 評価機関	. 4
2.2.3 認証機関	. 5
2.2.4 ラベル発行機関	. 5
2.2.5 認定機関	. 5
第3章 適合ラベル取得のための自己適合宣言及び適合評価・認証	. 5
3.1 自己適合宣言による適合ラベル	. 5
3.1.1 申請	. 5
3.1.2 適合ラベルの付与	. 5
3.2 適合評価・認証による適合ラベル	. 5
3.2.1 申請	. 5
3.2.2 適合評価	. 6
3.2.3 認証及び適合ラベルの交付	. 6
3.3 適合ラベルの有効期間の延長	. 6
3.4 適合ラベルの維持	. 6
3.5 申請者が支払うべき費用	. 6
3.6 評価機関が支払うべき費用	. 7
第4章 適合ラベル利用の権利及び義務	. 7
第5章 適合ラベルのサーベイランス及び取消し	. 7
5.1 サーベイランス	. 7
5.2 取消し	. 7
第 6 章 雑則	. 7
6.1 秘密保持	. 7
6.2 禁止事項	. 8
6.3 認証機関及びラベル発行機関が行う本制度の円滑な運営に必要な業務	. 8
6.3.1 規程類の整備	. 8

6	.3.2 ガイダンスの発行と公表	8
6	.3.3 適合評価の進捗状況の聴取等	8
6.4	適合ラベルの著作権	8
6.5	適合ラベルの不正利用等への対処	8
6.6	異議申立て、苦情及び紛争の処理	9

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の基本規程

制定 令和6年8月22日 2024情総企第431号

第1章 総則

1.1 本規程の目的

本規程は、情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年法律第 90 号)第 51 条第 1 項第 5 号 (情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。)に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)が運営するセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(以下「本制度」という。)に関して、主に IoT 製品の供給者、利用者及び本制度の運営に関係する者が遵守しなければならない基本的事項を定める。

1.2 本制度の目的

本制度は、「IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」(経済産業省、令和6年●月)に従って構築されたものであり、IoT 製品に対して、要求事項として求められるセキュリティ要件に適合するセキュリティ機能を供給者が実装していることを、供給者による自己適合宣言、又は第三者の評価機関による適合評価の実施及び認証機関による認証(以下「適合評価・認証」という。)を行い、これらに基づいて適合ラベルを付与することによって、当該 IoT 製品が適切なセキュリティ対策が施されていることを IoT 製品の利用者が識別しやすくできるようにすることを目的とする。

1.3 本制度の原則

本制度が IoT 製品の利用者に信頼されるため、IoT 製品の供給者が自己適合宣言を行う場合は、適合基準、評価手順及び評価ガイダンス(以下「適合基準等」という。)に従い、供給者の責任において適正な適合評価を行わなければならない。第三者による適合評価・認証を行う場合の評価機関及び認証機関は、公正、非差別的で商業的利害に影響されることなく、適合基準等に従い、高い技術力に基づいて適正な適合評価・認証を行わなければならない。

1.4 用語の定義

IoT 機器:

インターネットプロトコル (IP) を使用したデータの送受信機能を持つ、インターネットに接続可能な機器又は**内部ネットワーク**に接続可能な機器 (他の「インターネットに接続可能な機器」や「**内部ネットワーク**に接続可能な機器」に接続し、IP を使用してデータを送受

信する機能を持つ機器)であって、利用者自身によって、当該 **IoT 機器**本体に対してソフトウェア製品のインストール等により容易にセキュリティ対策を追加することが困難であるもの。

IoT 製品:

供給者による販売又は利用者による購入の単位となるものであって、意図した目的を達成するための単独の loT 機器、又は loT 機器と必須付随サービスとで構成される一式。

必須付随サービス:

IoT 製品が意図した目的を提供するために、**IoT 機器**と一体で提供することが必須となるデジタルサービス。当該 **IoT** 機器本体だけでは、当該 **IoT 製品**が意図した目的を提供できない場合に、当該 **IoT** 機器に付随して提供する。

検証事業者:

本制度の定めに従って、IoT 製品の供給者が行う自己適合宣言のための適合評価を代行・支援する組織。

サーベイランス:

本制度の定めに従って、既に**適合ラベル**の付与を受けた **IoT 製品**に対して、当該**適合評価** 及びラベル申請内容等の妥当性、又は安全性や脆弱性による影響を確認するための調査。

自己適合宣言:

本制度の定めに従って、IoT 製品の供給者が、当該 IoT 製品に対して、自らの責任において 適合基準等に従って適合評価を実施し、選択する適合性評価レベルに対応するセキュリティ要件に適合していることの表明。

適合基準:

適合ラベルが付与されるための要求事項として規定されるセキュリティ要件への適合性を 判定するための指標。

適合評価:

本制度の定めに従って、IoT 製品のセキュリティ要件への適合性を**適合基準等**に従って検査すること。

適合評価報告書:

本制度の定めに従って、第三者の評価機関による適合評価の結果を報告するために、当該評

価機関が認証機関に対して発行する文書。

適合ラベル:

本制度の定めに従って、自己適合宣言の実施を証明するために**ラベル発行機関**が付与する ラベル、及び**適合評価・認証**の結果を証明するために**認証機関**が付与するラベル。

内部ネットワーク:

ゲートウェイやファイアウォール等によりインターネットから区切られたネットワーク。

認証:

本制度の定めに従って、IoT 製品に対し、第三者の評価機関による適合評価が実施されたこと、及び当該適合評価の結果が当該 IoT 製品の供給者の選択する適合性評価レベルに対応するセキュリティ要件に適合していることの認証機関による証明。

認証機関:

本制度の定めに従って、IoT 製品の認証及び適合ラベルの交付を実施する組織。

評価機関:

本制度の定めに従って、IoT 製品の適合評価を実施し、適合評価報告書を作成する組織。

ラベル発行機関:

本制度の定めに従って、IoT 製品の供給者からの自己適合宣言の申請により、IoT 製品の適合ラベルの交付を実施する組織。

適合性評価レベル:

IoT 製品に対する想定脅威や守るべき資産の違いにより、当該 IoT 製品に求められる適合基準等の違いを表す指標。

第2章 制度の体系

2.1 本制度に関する規程等

本制度に関する規程等は次のとおりである。

本制度に関して、IoT 製品の供給者、利用者及び本制度の運営に関係する者が遵守しなければならない基本的事項を定めた文書。

<セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度における制度文書>

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の基本規程 (JSS-01)

「*制度基本規程*」

認証機関及びラベル発行機関を構成する者が遵守しなければならない事項を定めた文書。

<ラベル発行業務及び認証業務等の運営に関する文書>

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の認証機関及びラベル発

「*業務運営規程*」

行機関の組織及び業務運営に関する規程 (JSM-01)

適合ラベルの申請を行う **IoT 製品**の供給者が遵守しなければならない事項を定めた文書。

<ラベル取得等に関する文書>	
セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項	「ラベル取得要求事項」
(JSM-02)	

評価機関の承認申請を行う者が遵守しなければならない事項を定めた文書。

<評価機関の承認等に関する文書>	
セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の評価機関承認等に関す	「評価機関承認要求事項」
る要求事項 (JSM-03)	

注 1:「」内は、略称を示す。

注 2:上記 () 内の英字3文字の記号は、次の頭文字を取ったものである。

JSS · · · Jc-Star Scheme

JSM · · · Jc-Star Management system

2.2 制度を構成する者

本制度を構成する者を以下に規定する。

2.2.1 申請者

本制度において申請者とは、「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する 要求事項(JSM-02)」(以下「ラベル取得要求事項(JSM-02)」という。)に基づき、適合 自己宣言又は適合評価・認証に基づく適合ラベルを申請する者である。

2.2.2 評価機関

本制度において評価機関とは、第三者の立場で適合基準等に基づいて IoT 製品の適合評価を実施し、適合評価報告書を作成する組織である。評価機関は、本制度の評価機関として認定機関から認定を受け、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の評価機関承認等に関する要求事項(JSM-03)」(以下「評価機関承認要求事項(JSM-03)」という。)の手

続に従って**認証機関**から承認を得なければならない。

2.2.3 認証機関

本制度において認証機関とは、機構内に設置され、本制度の定めに従って、評価機関が行った適合評価の結果に基づき、認証及び適合ラベルの付与を行う組織である。認証機関は、 JIS Q 17065で規定された要件を満たすように、体制を整備し運営を行うものとする。

2.2.4 ラベル発行機関

本制度においてラベル発行機関とは、機構内に設置され、本制度の定めに従って、申請者からの自己適合宣言による申請に基づき、適合ラベルの付与を行う組織である。ラベル発行機関は、本制度の定めに従って合理的な期間内で適合ラベルの付与を行うよう、体制を整備し運営を行うことを心掛けるものとする。

2.2.5 認定機関

認定機関は、JIS Q 17025 又は ISO/IEC 17025 に基づき、**本制度**における**評価機関**の認定を行う組織である。

第3章 適合ラベル取得のための自己適合宣言及び適合評価・認証

3.1 自己適合宣言による適合ラベル

3.1.1 申請

申請者は、ラベル取得要求事項 (JSM-02) に定めるところにより、ラベル発行機関に対して適合ラベル発行申請の手続を行う。ラベル発行機関は、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の認証機関及びラベル発行機関の組織及び業務運営に関する規程 (JSM-01)」(以下「業務運営規程 (JSM-01)」という。)に定めるところにより、申請者からの適合ラベル発行の申請を受け付ける。

3.1.2 適合ラベルの付与

ラベル発行機関は、*業務運営規程*(JSM-01)に定めるところにより、申請者から提出される申請書類等に基づき、適合ラベルを作成し申請者に付与する。

3.2 適合評価・認証による適合ラベル

3.2.1 申請

申請者は、*ラベル取得要求事項*(JSM-02)に定めるところにより、**認証機関**に対して**適合** ラベル発行申請の手続を行う。**認証機関**は、*業務運営規程*(JSM-01)に定めるところにより、申請者からの適合ラベル発行の申請を受け付け、申請受付受理書を申請者に発行する。

3.2.2 適合評価

評価機関は、申請者が選択する適合性評価レベルに対応する適合基準等に基づき、IoT 製品のセキュリティ要件への適合性の適合評価を行う。評価機関は、適合評価に際して設備が必要な場合には、申請者又は外部機関の協力を要請することができる。評価機関は、当該適合評価の結果に基づき、適合評価報告書を作成し認証機関に提出しなければならない。

3.2.3 認証及び適合ラベルの交付

認証機関は、申請受付受理書が発行された申請に対して、*業務運営規程*(JSM-01)に定めるところにより、評価機関から提出される適合評価報告書に基づき認証を行い、適合ラベルを作成し申請者に交付する。

3.3 適合ラベルの有効期間の延長

適合ラベル付与済みの loT 製品における申請者(以下「登録者」という。)は、当該 loT 製品に対して、有効期間を超えて適合ラベルの効果を維持しようとする場合に、ラベル取得要求事項(JSM-02)に従い適合ラベル有効期間延長手続をとることができる。認証機関及びラベル発行機関は、業務運営規程(JSM-01)に定めるところにより適合ラベルの有効期間を延長する。

3.4 適合ラベルの維持

登録者は、適合ラベル付与済みの IoT 製品に対して開発環境又は製造環境に変更がある場合、若しくは当該 IoT 製品の後続バージョン (以下「後継 IoT 製品」という。)に対して、当初の適合ラベルの効果を維持するために、*ラベル取得要求事項* (JSM-02) に従い適合ラベル維持手続をとることができる。認証機関及びラベル発行機関は、*業務運営規程* (JSM-01) に定めるところにより適合ラベルの維持を適用する。

なお、**適合ラベル**維持手続を申請できる**後継 IoT 製品**の条件については、*ラベル取得要求* **事項 (JSM-02)** で定める。**後継 IoT 製品**が当該条件に合致しない場合は、**適合ラベル**維持 の申請はできない。この場合、当該**後継 IoT 製品**に対する**適合ラベル**の付与を求める場合 には、改めて**適合ラベル**の新規申請を行わなければならない。

3.5 申請者が支払うべき費用

申請者は、適合ラベルの付与、適合評価、及び認証に必要な費用を負担しなければならない。 申請者が評価機関に対して支払うべき費用は、両者の契約により定まる。認証機関又はラベル発行機関に対して支払うべき費用は、*ラベル取得要求事項*(JSM-02)で定める。

3.6 評価機関が支払うべき費用

評価機関は、評価機関の承認に必要な費用を負担しなければならない。認証機関に対して支払うべき費用は、*評価機関承認要求事項*(JSM-03)で定める。

第4章 適合ラベル利用の権利及び義務

登録者は、IoT 製品に関して以下の権利及び義務を有する。

- a) 登録者は、*ラベル取得要求事項* (JSM-02) に定める**適合ラベル**を付与された際の責務 を遵守しなければならない。
- b) 登録者は、当該 IoT 製品を適合ラベル取得済みであるとして供給することができる。
- c) 登録者は、当該 IoT 製品を適合ラベル取得済みであるとして供給するときに、認証機 関又はラベル発行機関から付与された適合ラベルを使用することができる。この場合 に、*ラベル取得要求事項* (JSM-02) に定める「適合ラベルの使用」を遵守しなければ ならない。

第5章 適合ラベルのサーベイランス及び取消し

5.1 サーベイランス

認証機関又はラベル発行機関は、本制度の信頼性を確保するため、適合ラベル付与済みの loT 製品に対して、*業務運営規程* (JSM-01) に定めるところにより、サーベイランスを実施 することがある。

5.2 取消し

認証機関又はラベル発行機関は、サーベイランスの結果又は適合ラベルの取消事由に該当するとの判断に基づき、適合ラベル付与済みの IoT 製品に対して、*業務運営規程* (JSM-01) に定めるところにより、適合ラベルの取消しを行うことができる。

第6章 雜則

6.1 秘密保持

評価機関、認証機関及びラベル発行機関は、秘密情報が適合評価・認証の過程又は**適合ラベル**付与の過程で無権限の者に伝わり、情報の機密性が損なわれることがないようにしなければならない。認証機関及びラベル発行機関における秘密保持手順については、*業務運営規程* (JSM-01) に定める。

6.2 禁止事項

評価機関、認証機関及び**ラベル発行機関**、並びにこれらの職員は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- a) 正当な活動への対価以外の**適合評価、認証**及び**適合ラベル**付与の結果に影響する利益を得ること。
- b) **適合評価、認証**及び**適合ラベル**の対象となる **IoT 製品**の開発を行うこと。
- c) 申請者に対するコンサルティングサービスの提供をすること。 なお、このコンサルティングサービスには、申請者が作成した多くの既存の文書等の情報を統合又は再編成を行うこと、及び**適合評価・認証**の円滑な遂行に向けた意見交換は含まない。

6.3 認証機関及びラベル発行機関が行う本制度の円滑な運営に必要な業務

6.3.1 規程類の整備

認証機関及びラベル発行機関は、本制度の運用のための方針及び規則を規定した規程類の 作成、発行、配付、改定、更新及び廃止をするとともに、必要に応じて、本制度の方針及び 規則の解釈を行う。

6.3.2 ガイダンスの発行と公表

認証機関及びラベル発行機関は、適合基準等の運用・解釈や本制度の運営等に関するガイダンスを示すときには、機構の Web サイト等で公表する。

6.3.3 適合評価の進捗状況の聴取等

認証機関は、必要に応じて、申請者、登録者、評価機関、又は両者に対し、適合評価の進捗 状況及び結果の詳細を聴取することができる。また、必要に応じて、申請者、登録者、評価 機関、又は両者に対し、制度運営の観点から中立かつ公正な意見を述べることができる。

6.4 適合ラベルの著作権

適合ラベルに関する著作権は**機構**が保有する。ただし、**登録者**は、**適合ラベル**を等倍縮尺又は等倍拡大の変更以外の加工を行わず、完全に複製する限りにおいて、*ラベル取得要求事項* (JSM-02) に定める「**適合ラベル**の使用」に基づき、複製して配付する権利が許諾される。

6.5 適合ラベルの不正利用等への対処

認証機関及びラベル発行機関は、登録者が適合ラベル又はその写しを不正に使用すること、若しくは誤解を招くような方法で適合ラベル又はその写しを広告又は説明に使用すること等の、*ラベル取得要求事項*(JSM-02)に定める適合ラベルの使用に反する事実、若しくは

適合ラベルの信頼性を著しく損なうような行為が認められた場合に、改善の指示を行う。改善の効果が認められない場合は、当該**適合ラベル**を取り消すことができる。当該**適合ラベル**の取消しに関し必要な事項について、*業務運営規程*(JSM-01)に定める。

6.6 異議申立て、苦情及び紛争の処理

認証機関及びラベル発行機関は、本制度に対する異議申立て、苦情及び紛争を*業務運営規程* (JSM-01) に定められた手順に従って処理する。評価機関は、適合評価に対する異議申立て、 苦情及び紛争の処理に関する手続及び手順を整備しなければならない。

附 則 (令和6年8月22日 2024情総企第431号制定)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年8月23日から施行する。